

下水道使用料早見表(1か月につき)

令和4年10月1日施行

(1) 上水道のみを使用する場合

水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)
0~10	1,210	33	5,395	56	10,241	79	15,554
11	1,364	34	5,599	57	10,472	80	15,785
12	1,518	35	5,802	58	10,703	81	16,016
13	1,672	36	6,006	59	10,934	82	16,247
14	1,826	37	6,209	60	11,165	83	16,478
15	1,980	38	6,413	61	11,396	84	16,709
16	2,134	39	6,616	62	11,627	85	16,940
17	2,288	40	6,820	63	11,858	86	17,171
18	2,442	41	7,023	64	12,089	87	17,402
19	2,596	42	7,227	65	12,320	88	17,633
20	2,750	43	7,430	66	12,551	89	17,864
21	2,953	44	7,634	67	12,782	90	18,095
22	3,157	45	7,837	68	13,013	91	18,326
23	3,360	46	8,041	69	13,244	92	18,557
24	3,564	47	8,244	70	13,475	93	18,788
25	3,767	48	8,448	71	13,706	94	19,019
26	3,971	49	8,651	72	13,937	95	19,250
27	4,174	50	8,855	73	14,168	96	19,481
28	4,378	51	9,058	74	14,399	97	19,712
29	4,581	52	9,261	75	14,630	98	19,943
30	4,785	53	9,464	76	14,861	99	20,174
31	4,988	54	9,667	77	15,092	100	20,405
32	5,192	55	9,870	78	15,323	101	20,647

(注)下水道使用料は、全て消費税(10%)を含んだ額です。

参考:100m³以上の計算式(使用水量×220-3,450)×1.1=使用料(1円未満切捨て)

※ 池の水や庭の散水等で下水道に流れない水については、自己負担で差引用メーター(控除メーター)を取り付けていただければ、全水量からその水量を差し引いて、計算します。

(2) 家庭用(冷房及び池水用を除く。)に地下水のみを使用する場合

地下水の量水器がある場合 地下水の量水器(メーター)検針により算定した使用水量で計算します。

地下水の量水器がない場合 人数計算で、1人につき使用水量を8m³と認定します。

(注)使用人数に増減がありましたら、企業総務課(TEL 65-1330)へ御連絡ください。

人数 (人)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)	人数 (人)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)	人数 (人)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)
1	8	1,210	4	32	5,192	7	56	10,241
2	16	2,134	5	40	6,820	8	64	12,089
3	24	3,564	6	48	8,448	9	72	13,937

(3) 上水道と地下水を併用する場合

上水道の使用水量に地下水の使用水量を加算した水量で、上記の表(1)上水道を使用する場合に当てはめて計算します。

家庭用で人数計算による場合は、上水道の使用水量に、地下水使用分として1人につき4m³を加えて計算することを原則とし、使用の実態を勘案して認定します。

(4) 事業用などに地下水等を使用する場合

事業用、冷房用及び池水用に地下水等を使用する場合などの使用水量は、量水器により認定します。